

▼協議第9号 地方税の取扱い

○両市町において、差異のある税制等（左下図参照）については、次のとおり取り扱うことが承認されました。

■事業所税

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、富合地域においては、課税免除（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度に統合します。

■事業所税を納める人（納税義務者）

市内で、一定規模を超える床面積の家屋で事業を行う法人や個人、一定基準を超える従業者数で事業を行う法人や個人が課税対象となります。

①課税標準の算定期間の末日現在において1,000㎡を超える床面積の家屋で事業を行う法人や個人。複数の事業所がある場合は、全事業所の床面積を合算します。

800㎡超1,000㎡以下の場合には免税となりますが、申告は必要です。

②課税標準の算定期間の末日現在において100人を超える従業者数で事業を行う法人や個人。

80人超100人以下の場合には免税となりますが、申告は必要です。

申告と納付

①、②に該当する場合

法人 事業年度終了後、2カ月以内に申告・納付が必要でです。

個人 翌年の3月15日までに申告・納付が必要でです。

※事業所税は、人口30万人以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税でです。

■法人市（町）民税

「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づき、富合地域においては、不均一課税（合併の年度及びその後5年間）とし、その後は熊本市の制度に統合します。

■都市計画税

熊本市の制度に統合します。

※都市計画税は、道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税されます。

現在、富合町は宇土都市計画区域であり、都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外となります。

■個人市（町）民税、入湯税、及び固定資産税

熊本市の制度に統合します。

▼協議第26号 納税関係事業の取扱い

○合併後、熊本市の制度に統合します。

ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設けることが承認されました。

■納税組合

納期内納付率によって、事務費を補助しています。

■口座振替制度



熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加えます。

■納期及び納付書発行

富合町の国保税については、別途協議を行います。

■軽自動車標識交付及び廃車



富合町が交付した課税標識（ナンバープレート）については、合併後も有効なものとなります。ただし、納税者の申出により無料で交換を行います。

▼両市町の地方税の現状

区分	熊本市	富合町
事業所税	資産割：1㎡につき600円 ※総延床面積が1,000㎡を超える事業所 従業者割：従業者給与総額の0.25% ※合計従業員が100人を超える事業所	なし
法人市（町）民税	均等割：制限税率（6万円～360万円/年） ※均等割は、資本等の金額及び従業者数の合計によって算出します。 法人税割：制限税率（14.7%）	均等割：標準税率（5万円～300万円/年） 法人税割：標準税率（12.3%）
個人市（町）民税	均等割：標準税率（3,000円/年） 所得割：標準税率	なし
都市計画税	税率：0.2% ※富合町は宇土都市計画区域であり、市街化区域がないため、課税対象外となります。	なし
入湯税	税額：1人1日150円 免税点：1,500円（食事代、マッサージ代等を含む）	税額：1人1日150円
固定資産税	税率：1.4%	
税の納期	軽自動車税 5/1～5/31	軽自動車税 5/11～5/31
	市民税（個人市民税） 第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 1/1～1/31 固定資産税 第1期 5/1～5/31 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 12/1～1/4	集合税（住民税、固定資産税、国保税） 第1期 6/1～6/30 第2期 7/1～7/31 第3期 8/1～8/31 第4期 9/1～9/30 第5期 10/1～10/31 第6期 11/1～11/30 第7期 12/1～12/25 第8期 1/1～1/31 第9期 2/1～2/ 末 第10期 3/1～3/31
納付書発送	当初一括発送	毎期ごと発送